



固定資産税に係る 土地の評価方法 が変わります

問い合わせ 資産税課 (☎ 574 - 6638) へ

平成 21 年度から、岡部地区・川本地区の市街化区域、および花園地区の用途地域について、固定資産税に係る土地の評価方法が、従来の「その他の宅地評価法（標準地比準方式）」から「市街地宅地評価法（路線価方式）」に変わります。

市内の評価方法を統一します

一般的に固定資産税に係る土地の評価は、市街地的な形態を形成する地域では「市街地宅地評価法」を、それ以外の地域では「その他の宅地評価法」を活用し評価を行います。

▼現在、深谷市は…

深谷地区の市街化区域では「市街地宅地評価法」により評価を行っていますが、岡部地区、川本地区の市街化区域、および花園地区の用途地域では「その他の宅地評価法」により評価を行っています。これは合併前の各市町の評価方法の違いによるものです。

▼平成 21 年度から…

この評価方法を、3 年ごとに価格を見直す評価替えに併せ、「市街地宅地評価法」に統一します。

※評価方法の変更による個々の評価額などについては、4 月上旬に納税者の皆さんへ「平成 21 年度固定資産税・都市計画税課税資産（土地・家屋）明細書」を発送します。

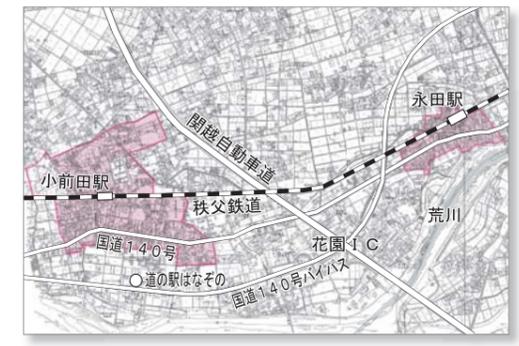
※内容について詳しく知りたいかたは、固定資産税の縦覧・閲覧をご活用ください（9 ページ参照）。

評価方法が変更になる区域（凡例 市街化区域または用途地域, 市街地宅地評価法適用区域）

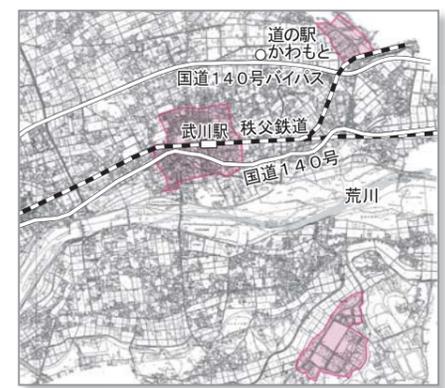
■岡部地区：岡部の市街化区域、岡および普濟寺の市街化区域のうち一部を除く区域



■花園地区：黒田・永田の用途地域、小前田の用途地域のうち一部を除く地域



■川本地区：上原・田中・長在家・菅沼の市街化区域、稜威ヶ原工業団地、春日丘工業団地



■「その他の宅地評価法」とは？

類似した地区ごとに設定した価格を基に評価を行います。

■「市街地宅地評価法」とは？

類似した地区ごとに、駅、公共施設などへの接近状況や道路の状況を考慮し、道路 1 本 1 本に付設した路線価を基に評価を行います。

〈縦覧〉

固定資産税の納税者は、自己の土地や家屋の評価額と市内の他の土地や家屋の評価額とを比較することができるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

■縦覧場所 資産税課

■縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)（土・日曜日、祝休日を除く）午前8時30分～午後5時15分（木曜日は午後7時15分まで）

■縦覧料金 無料

■縦覧できるかた
①土地価格等縦覧帳簿
⇨深谷市に所在する土地の固定資産税納税者
②家屋価格等縦覧帳簿
⇨深谷市に所在する家屋の固定資産税納税者

③納税者から縦覧を委任され、かつ委任状をお持ちのかた
※法人（会社）所有の資産について社員のかたなどが縦覧される場合は、代表者（本店が市外の場合は支店長など）からの委任状が必要となります。

〈閲覧〉

固定資産税の納税義務者は、自己の資産について記載された固定資産課税台帳の閲覧、および課税台帳記載事項の証明書の交付が受けられます。

また、借地・借家人のかたなども、借地・借家人に係る部分に限り、閲覧および証明書の交付が受けられます。

■閲覧場所 資産税課（6月2日(火)以降は市民税課）および各総合支所総務課

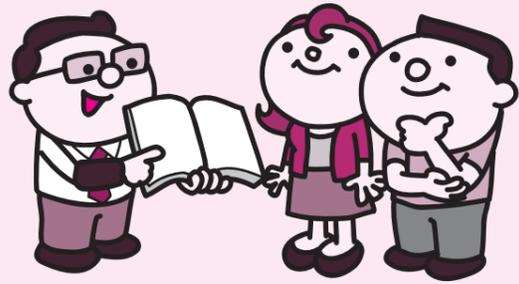
■閲覧の開始 4月1日(水)から（土・日曜日、祝休日を除く）午前8時30分～午後5時15分（本庁舎のみ木曜日は午後7時15分まで）

■閲覧料金 無料（6月2日(火)以降は有料）

借地・借家人で、証明書が必要な場合は有料
■閲覧できるかた
①該当資産の納税義務者および納税管理人
②納税義務者から閲覧を委任され、かつ委任状をお持ちのかた

※借地・借家人で、証明書が必要な場合は有料
■閲覧できるかた
①該当資産の納税義務者および納税管理人
②納税義務者から閲覧を委任され、かつ委任状をお持ちのかた

知ってなっとく！ 固定資産税の縦覧・閲覧



※法人（会社）所有の資産について社員のかたなどが閲覧される場合は、代表者（本店が市外の場合は支店長など）からの委任状が必要となります。

借地・借家人のかたなどは、賃借権などの権利（対価が支払われるものに限る）を有し、権利関係を示す書類などをお持ちのかた

縦覧、閲覧のいずれにおいても本人（委任されている場合は、委任されたかた）の確認ができる運転免許証などをお持ちください。

市役所の窓口の一部を 日曜臨時開庁します

市では、転入・転出が集中する時期に合わせて、市役所本庁舎1階および2階の一部を日曜日に臨時開庁します。開庁日・開庁窓口は左表の通りです。どうぞご利用ください。

なお、今年度から、資産税課、障害福祉課、および保育課窓口は開庁しませんので、ご注意ください。

また、業務の内容により、他の機関との調整が必要なものなど、一部取り扱えない業務がありますのでご了承ください。

■問い合わせ 行財政改革推進室（☎ 551-3711）へ

開庁日	3月22日(日) 29日(日) 4月5日(日)	
	午前8時30分～午後5時15分	
開庁窓口	1階	市民課 課税課 年金課 児童課 保険課
	2階	市民税課 課税課 収入課

※今年度から、資産税課、障害福祉課、および保育課窓口は開庁しませんので、ご注意ください。